

薬生食検発 0310 第 2 号
令和 2 年 3 月 10 日

関係各位

厚生労働省医薬・生活衛生局
生活衛生・食品安全企画課
検疫所業務管理室長



新型コロナウイルス感染症の発生に係る協力依頼について

日頃より、検疫業務にご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症については、中華人民共和国湖北省武漢市や日本国内における感染者の拡大を受けて、検疫による水際対策を着実に実施するため、客船（貨客船を含む）における感染拡大の防止に向けた対策をとる必要がございます。

今般、中華人民共和国、大韓民国、イラン、イタリア共和国及びサンマリノ共和国における発生状況を踏まえ、中華人民共和国湖北省及び浙江省並びに大韓民国大邱広城市、慶尚北道清道郡、慶山市、義城郡、漆谷郡、永川市、軍威郡及び星州郡並びにイランコム州、テヘラン州及びギーラーン州に加え、イランマーダラン州、イスファハン州、アルボルズ州、マルキヤズィ州、カズヴィーン州、セムナーン州、ゴレスタン州及びロレスタン州、イタリア共和国ロンバルディア州、ヴェネト州、エミリア・ロマーニャ州、マルケ州及びピエモンテ州並びにサンマリノ共和国についても 14 日間の滞在歴等を確認することとしましたので、下記の事項について御協力賜りたくお願い申し上げます。

記

1 「船内アナウンス」の実施について

中華人民共和国及び大韓民国からの本邦到着船において、「船内アナウンス」を実施すること。イラン、イタリア共和国又はサンマリノ共和国からの寄港船は対象外とする。

アナウンスの際には、中国湖北省、浙江省又は大韓民国大邱広城市、慶尚北道清道郡、慶山市、安東市、永川市、漆谷郡、義城郡、星州郡、軍威郡、イランコム州、テヘラン州及びギーラーン州、マーダラン州、イスファハン州、アルボルズ州、マルキヤズィ州、カズヴィーン州、セムナーン州、ゴレスタン州及びロレスタン州、イタリア共和国ロンバルディア州、ヴェネト州、エミリア・ロマーニャ州、マルケ州及びピエモンテ州、サンマリノ共和国への滞在歴がある方は、検疫官へ申し出る旨を周知すること。また、咳や発熱等の症状がある場合や、咳止め剤や解熱剤を服薬している場合においても、引き続き検疫官へ申し出る旨を周知すること。なお、検疫官より赤または青の紙を配布いたしますので、入国するまでの間、紛失しないよう注意をうながすこと。

2 「健康カード」の配布について

中華人民共和国及び大韓民国からの本邦到着船において、船内で、体調不良の

際には検疫官に申し出ること及び国内滞在中の留意事項について記載した「健康カード」（管轄の検疫所より配布）を乗員から乗客へ配布すること。

3 「質問票」の配布について

中華人民共和国及び大韓民国からの本邦到着船について、船内において、質問票を配布し、機内で記入の上、検疫官へ提出するよう周知すること。